

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。 ・子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。 ・学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、目標やビジョンを共有することが重要。 ・「地域とともにある学校」への転換を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるための制度であり、全国的に導入が進んでいる。 <p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会について規定された。 ・本市においては、平成28年度から市立小中学校の中から数校をコミュニティ・スクール推進モデル校に選定し、制度の試行・検証を実施している。 ・平成29年度の法律改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務となった。 ・令和元年度、本市では、24校（小14・中10）をモデル校に選定し、制度の試行を継続している（別紙「リーフレット」参照）。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入に向けた教員の意識改革 ・学校の組織体制の整備 ・多くの地域住民に関わっていただくための仕組みの構築 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度でモデル校による試行は終了し、令和2年度からは、法律に基づくコミュニティ・スクールを準備の整った学校から順次導入する。 ・「浜松市学校運営協議会規則（仮称）」を制定し、コミュニティ・スクールの運用等の詳細について定める（別紙「規則案」参照）。 ・コミュニティ・スクールは、学校運営協議会委員への就任など、地域住民の皆様には、学校運営へ参画していただくための制度であるので、区協議会委員の皆様には、制度や規則案の内容等についてご意見をいただきたい。 				
備 考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)	令和元年6月：規則案を浜松市教育委員会へ上程 令和元年7月：規則の公布 令和2年4月：規則の施行、準備の整った学校から運用を開始				
担当課	教育総務課	担当者	山下 博之	電話	457-2401

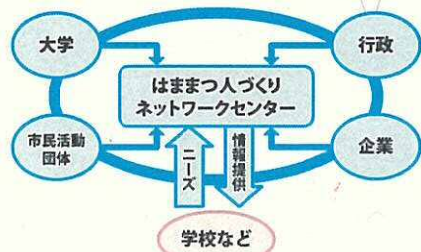
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



はままつ人づくりネットワークセンター

「はままつ人づくりネットワークセンター」は、地域の組織や人材を捕うための仕組みです。本市には、魅力的な人材や素材が多くあります。

これらは、「はままつの宝」です。この宝を市内全小・中学校の教育活動に提供します。地域の人材や素材等と「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座等を効果的に活用することで、子供たちの学びがさらに豊かになることが期待できます。



「はままつの宝」は、こんなにいっぱい!



大学生によるプログラミング講座



生き方講座（未来授業）



博物館講座体験



おんな城直虎講座



神澤おくない体験

「はままつ人づくりネットワークセンター」のホームページ

<https://www.hamahitonet.jp/>

はままつ人づくり

検索



浜松市教育委員会 教育総務課

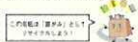
〒430-0929

浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6F

TEL.053-457-2401 FAX.053-457-2404

E-Mail renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp

このリーフレットは、静岡文化芸術大学の皆さんにご協力いただいたで作成しました。



浜松市の コミュニティ・スクール

2019年度

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる
それが「はままつの人づくり」



浜松市では、子供たちが自分の力で未来を創り出す力を育む「未来創造への人づくり」の実現を目指しています。その実現のためには、学校、家庭、地域、行政等が力を合わせて子供たちを育む「市民協働による人づくり」が欠かせません。

コミュニティ・スクールは、「市民協働による人づくり」を実現する取組の一つです。この取組により、教育の質がさらに高まるだけでなく、地域の将来を担う人材の育成にもつながることが期待できます。

2020年度から、市内小・中学校に順次、法に基づいた学校運営協議会制度を導入していきます。

浜松市教育委員会

はままつ型コミュニティ・スクールとは

学校と地域が連携・協働する仕組みをいいます。特徴としては、学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを委員の中に置いておくこと、地域の組織や人材を補完する「はままつ人づくりネットワークセンター」を仕組みとして取組むことです。

運営協議会では、学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを学校と地域が共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。この話し合いを受け、学校支援コーディネーターが地域の組織や人材等を学校につなぐ、学校運営に必要な支援を実現します。

この仕組みにより、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、子供たちの豊かな成長を支えています。

運営協議会

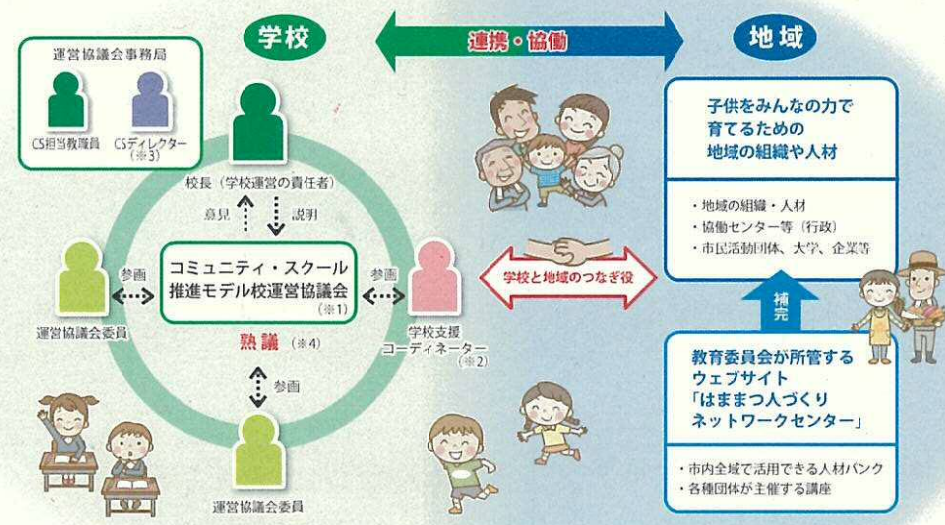


構成メンバー例

- PTA会長
- 自治会長
- 保護者
- 民生委員・児童委員
- 協働センター職員
- 学校支援コーディネーター
- 校長
- 元教員 等

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる はままつ型コミュニティ・スクール

市民協働による人づくりの実現



※1 学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。
 ※このリーフレットでは運営協議会と表記
 ※2 運営協議会での話し合いを受け、学校の運営に必要な支援をするために、学校と地域をつなぐ役割を果たします。
 ※3 運営協議会の議案書作成・印刷、議事録の作成など、事務的な役割を担います。また、中学校区内の他の運営協議会との連絡・調整を行います。
 ※4 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、

コミュニティ・スクールには どんな効果があるの？

- 児童・生徒**
 - ・学校だけでは実現できない豊かな体験や学びが充実します。
 - ・多くの人と関わることにより、夢と希望を持つことができます。
 - ・地域の担い手としての自覚が高まります。
- 教職員**
 - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
 - ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
 - ・地域の協力により、子供と向き合う時間が確保できます。
- 保護者**
 - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
 - ・学校や地域に対する理解が深まります。
 - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 地域の人々**
 - ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
 - ・学校を通して多くの人と交流することができます。
 - ・学校と連携・協働して子供たちを育てることが地域の活性化につながります。

運営協議会での熟議を経て、学校支援コーディネーター等が地域とつないで実現した教育活動

水窪小 総合 生き方学習
 三ヶ日西小 総合 地域学習
 飯五小 総合 地域学習
 引佐北部小中 ふるさと科 ビオトープ学習
 富塚西小 国語科 書き初め練習
 平山小 社会科 室町文化体験
 三ヶ日東小 家庭科 ミシンの学習
 砂丘小 特別活動 委員会活動
 笠井中 総合 模擬面接
 三ヶ日中 総合 地域学習
 尾奈小 生活・総合 田植え体験
 越前小 生活単元学習 絵手紙の学習
 富塚中 音楽科 和楽器学習
 北浜南小 体育科 ソフトボール投げ
 越前中 家庭科 裁縫の学習
 富塚小 特別活動 クラブ活動

浜松市学校運営協議会規則（案）

令和元年〇月〇日
浜松市教育委員会規則第〇号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の6の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）の健全育成に取り組むことを目的とする。

2 協議会は、次の各号に掲げる理念に基づき、協議するものとする。

- （1）学校と保護者及び地域住民等が一体となり、児童生徒や地域の現状や課題をとらえ、特色ある学校づくりを推進すること
- （2）保護者及び地域住民等が協議に参画することにより「社会に開かれた教育課程」の具現を目指し、「市民協働による未来創造への人づくり」に資すること

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、浜松市立幼稚園、小中学校及び高等学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の協議会を設置するに当たっては、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 協議会の呼称は、協議会が任意に定めることができる。

（協議会の役割）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- （1）学校運営に関すること
- （2）学校運営への必要な支援に関すること
- （3）その他、児童生徒の健全育成に資する事項に関すること

2 協議会は、協議会で決定した事項について、対象学校の保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な支援及び協力を得られるようにするため、対象学校の保護者及び地域住民に協議の結果等を積極的に情報提供するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 対象学校の校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従い学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、校長又は教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、前条第1項で承認を受けた基本的な方針の実現に資する意見に限る。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。ただし、特定の職員に関する意見は除く。

3 協議会は、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況の学校関係者評価及び協議会の取組等について自己評価を行うものとする。

2 学校関係者評価及び協議会の取組等の自己評価に必要な事項は、別に定める。

(委員の任命)

第8条 協議会は、児童生徒の保護者、通学区域の地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者を含む委員15人以内で組織する。

2 対象学校の校長は、次の各号に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 児童生徒の保護者

(2) 通学区域の地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) その他、対象学校の校長が適当と認める者

3 委員は、前項により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の解任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める非常勤の特別職の地方公務員とする。

(委員の守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は、継続して2任期までとする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第13条 協議会の会議は、会長が開催日前に会議の日時、場所及び協議事項を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会の会議の議長は、その会議において出席した委員の中から選出する。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、議事に関して特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、特別な事情がない限り公開とする。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。傍聴人が会議の進行を妨げる行為をした場合には、対象学校の会長が、会議場からの退場を命じることができる。

(部会等)

第15条 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

- 2 部会等の設置に関する事項は、会長が別に定める。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任

等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて助言及び指導を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供を行うものとする。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 委員から解任の申し出があった場合

(2) 委員が心身の故障等により、職務を遂行することができない場合

(3) 委員が第9条に反した場合

(4) その他解任に相当する理由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会は、浜松市立小中学校管理規則第19条の15（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）で定めるコミュニティ・スクール担当教職員とともに庶務を掌るコミュニティ・スクールディレクター（以下「ディレクター」という。）を置くことができる。

2 ディレクターの設置に関する必要な事項は、別に定める。

3 ディレクターを置かない学校は、会長が委員の中から庶務を指名し、協議会の庶務について、コミュニティ・スクール担当教職員を補佐する。

(委任)

第20条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度浜北区地域力向上事業の事後評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、浜北区役所で平成30年度に実施した地域力向上事業について、浜北区協議会で評価を行う。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (事後評価) 第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、 区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成30年度に実施した助成事業は11件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	事業実施内容、評価結果等はホームページで公表する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	岩崎 英浩	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度地域力向上事業 事後評価
★助成事業

番号	事業名	提案者	目的	事業内容	総事業費 (単位:千円)	市執行額 (単位:千円)	事後評価				
							評価項目		評価コメント		
							浜北区らしさ	事業目的の達成度	財政支援の必要性	費用対効果	
1	中瀬村大城清左衛門と賀茂真淵撰の和歌・渡辺蒙庵作の漢詩に関する冊子発行 1回目	中瀬郷土史の会 代表 室内哲次	江戸時代中期に中瀬村の大城清左衛門が交友のあった渡辺蒙庵を通じて賀茂真淵に撰集を依頼したことによりできた和歌「遠江十二景詩」と蒙庵自身が詠んだ漢詩「国領十二景詩」の解説を中心とした冊子を発行することにより、大城清左衛門と賀茂真淵及び渡辺蒙庵との関係や上記の和歌と漢詩のことを地域住民に広く知ってもらおう。	郷土の先人、大城清左衛門と「遠江十二景歌」及び「国領十二景詩」に関して冊子を作成し、大城清左衛門と渡辺蒙庵の繋がりや冊子の解説などの講演会を開催した。 【期間】4月1日(日)～2月15(金) 【開催場所】中瀬協働センター(講演) 【冊子】400冊	504	250	A	B	B	C	江戸時代に中瀬村の大城清左衛門が著名な国学者と漢学者に依頼し生まれた短歌と漢詩の解説をする冊子を作成し、講演会を開催したことで、区民に地元の偉人や歴史について知ってもらうことができた。 今後も継続して、冊子を活用したイベントなどを行い広く周知されることを期待する。
2	「アースディはままつ」～浜北区から発信!!フェアトレードタウンにおけるエンカルな事業者による地域振興と参加者が環境や地球、命を考える一日に～ 1回目	はままつフェアトレードタウンネットワーク 代表 杉山世子	区内でフェアトレードやオーガニック食材を扱ったり、有機農法で農業を行っている事業者を中心にしたイベントを開催し、広くフェアトレードやオーガニックについての学びを深めてもらうことを目的とする。	アースディイベントを開催した。 ・フェアトレード商品、地元農家による有機栽培野菜、オーガニック食材、手作り作家さんの作品の販売 ・整体・マッサージ ・木工体験、森林公園散策、草笛体験などのワークショップ ・多国籍演奏、ダンスなどのステージ ・環境、フェアトレードなどに関する上映会(60店舗中10店舗が浜北区内事業者) 【開催日】平成30年4月22日(日) 【場所】静岡県立森林公園 【来場者数】約500名	320	159	C	C	B	B	天気も良く大勢の来客があった。フェアトレード商品やオーガニック食材の販売、それらを活かした飲食物の販売等があり、イベント広場のステージ上ではダンスなどの催しで会場を盛り上げた。代表による、フェアトレードについての説明もありフェアトレードを知ってもらいたいという目的はある程度達成できた。 しかし、初回の開催ということもあり、実績報告書に記載いただいたとおり、準備不足の点や駐車場の課題等があった。 また、たくさんのお店がある中で、どの店舗が浜北のお店かが分かりにくかったため、浜北区らしさを出すための工夫を次回開催ではしてほしい。

番号	事業名	提案者	目的	事業内容	総事業費 (単位:千円)	市執行額 (単位:千円)	事後評価				
							評価項目		評価コメント		
							浜北区らしさ	事業目的の達成度	財政支援の必要性	費用対効果	
3	次世代の安心・安全地域を担う人材育成講座 (浜北区高校生東北スタディツアー) 1回目	認定NPO法人 魅惑的倶楽部 理事長 鈴木恵子	浜松市は南海トラフによる災害において津波等の被害が危惧されているが、浜北区は地盤も固く津波も来ないから安全と安心し、減災意識が薄れている。 浜北区民の意識向上と、減災活動を実践できる次世代を担う人材の育成を行う。	①高校生の人材育成及び復興支援活動の実践として、3泊4日(車中泊1日含む)で、気仙沼市、南三陸町、石巻市等に出向き、 ・被災地における復旧復興の現状を知る。 ・語り部や被災者からの生の声を聞き、浜北区内における今後の減災活動及び啓発活動の担い手育成を行った。 ②浜北区プレ葉ウォーク浜北ホールにて、大学生、高校生による東北スタディツアー報告会を開催し、防災について詳しい弁護士の永野海先生による講演会も開催された。 【開催日】 ①平成30年8月26日(日)～8月29日(水) ②平成30年12月9日(日) 【開催場所】 ①宮城県気仙沼市、南三陸町、石巻市 他 ②プレ葉ウォーク浜北 【参加人数】 ①参加者21名 ②参加者50名程度	1,570	784	B	A	B	A	区内の高校生を中心に21名が集まり、被災地にて地元住民との交流や、被災者からの声を直接聞くことで、減災活動や啓発活動について今後自分達がどのように関われば良いのかを学ぶことができ、次世代を担う人材育成について効果があった。 また、報告会では被災地で学んだ命を守るための教訓を伝えることができた。
4	らぶ♡はまキター！！ 2回目	らぶ♡はまキター！！実行委員会 代表 河合博美	浜北で頑張っている個人事業の方の魅力を発信するとともに、浜北駅前の活性化を目的とする。また、家族のコミュニケーションのきっかけづくりを目的とする。	浜北の魅力発信と浜北駅前の活性化、コミュニケーションづくりのためのイベントを開催した。 ・区内外で浜北を盛り上げたいと思っている起業家さんたちの出店(55店舗中35店舗が浜北区内事業者) ・家族で楽しめるワークショップ(体験コーナー)やリラクゼーション ・キッズコーナーの設置 ・野菜セミナーの実施 【開催日】平成30年6月16日(土) 【場所】なゆた・浜北 なゆたホール 【来場者数】約800名(前年度約360名)	312	95	B	B	B	A	出店者のうち6割以上を浜北区の事業者が占め、浜北区ガイドマップにて店舗の場所を示す、区内の幼稚園・保育園児の作品を展示するなど、浜北区の魅力を発信する努力がなされていた。来場者数も前年度の約2倍となり多くの家族連れで賑わっていたことから、駅前の活性化や家族のコミュニケーションのきっかけづくりという目的はある程度達成できた。 また、前年度に比べ事業経費における協賛金や出店料収入の割合が高くなっている(約7割)ことから、今後もより出店者・来場者双方にとって魅力的な内容とし、3年目を以ての自走を期待したい。
5	なゆた・浜北イルミネーション 3回目	なゆた浜北イルミネーション実行委員会 代表 池田吉仁	浜北駅前を彩る冬の風物詩として定着したイルミネーションの灯を消さないように、なゆた浜北テナント会と浜北商工会で連携し、なゆた・浜北を中心とした浜北駅周辺の活性化に繋げる。	浜北駅前をイルミネーションで彩り、冬の浜北駅周辺を活性化した。 【期間】11月10日(土)～2月17日(日) 【開催場所】なゆた・浜北駅前広場 【来場者数】約8,000人	1,459	583	A	A	B	A	開催期間を昨年度よりも1ヵ月延長し100日間開催したことや、遠州鉄道に協力していただきポスターを貼ったり、他イベントとのコラボレーションにより、多くの人々が楽しむことができた点は評価できる。 地域力向上事業(助成事業)として補助できる最終年度であるが、次年度以降も継続して開催されることを期待したい。

番号	事業名	提案者	目的	事業内容	総事業費 (単位:千円)	市執行額 (単位:千円)	事後評価				
							評価項目		評価コメント		
							浜北区らしさ	事業目的の達成度	財政支援の必要性	費用対効果	
6	「浜北の社寺を訪ねて」誌の発行事業 1回目	浜北郷土史部 代表 青嶋勝彦	地元の神社やお寺の歴史だけでなく、地域の歴史や出来事も記録した冊子を出版することにより、先人たちが大事に守り続けてきた物事が次世代の人にも引き継がれ、地域への愛着を深めてもらうことを目的とする。	浜北区内の神社やお寺の歴史や、地域の歴史や出来事を記録した冊子を発行した。 【期間】 6月1日(金)～3月31日(日)	950	472	A	B	B	B	区内の社寺の由来や歴史だけではなく、その地域の歴史についても広く区民に知ってもらおう冊子ができた。 また、冊子はカラー写真付きで分かりやすくまとめられており、区内の小中学校等に配布する事で、地域の歴史文化を後世に受け継ぐことができた。
7	浜北副都心にぎわいづくり協議会 赤ちゃんフォトコンテスト 1回目	浜北副都心にぎわいづくり協議会 少子化対策部会 部会長 高倉英博	赤ちゃんの笑顔があふれ自然に溶け込んでいる浜北区を目指す。	少子化対策のための赤ちゃんフォト募集ポスターで広くPRを行い、応募いただいた写真をプレ葉ウォーク浜北で公開し市民の皆さんも一次審査に参加した。 その他、応募作品による写真展を区内各所で開催した。 【期間】7月2日(月)～1月31日(木) 【場所】プレ葉ウォーク浜北 センターコート 等 【応募数】253点(前回192点) 【一般審査投票数】3,448票(前回2,296票)	266	131	B	B	B	B	昨年度と比較すると、応募数や投票数も増えている。表彰式においても市長が出席され盛大に行われたことで多くの方に少子化について関心を持っていただけた。 また、写真展や自治会を通じて世帯回覧するなどにより関心を高めることができた。
8	三遠南信名物自慢「はまきた駅前なゆた朝市」 1回目	はまきた駅前なゆた朝市 代表 山田純	浜北地区の特産品を見直し、また浜北地区以外の特産品を発見し活かすことにより浜北ならではの産業の活性化に繋げる。また、「なゆた・浜北」の認知度を上げ、浜北駅前周辺の活性化を狙う。	三遠南信の農産品、水産物、工芸品、郷土加工品等の販売を、毎月2回、第2、第4火曜日を基本として午前9時から午後3時まで開催した。また、10月と11月にイベントを開催した。 【開催期間】6月1日(金)～3月31日(日) 【開催場所】なゆた広場	506	252	B	B	B	B	毎月第2、第4火曜日を基本に実施し、10月と11月には、抽選会(クジ)ができるイベントを実施した。新聞折り込みによる宣伝等で多くの来場者があり浜北駅前の活性化に繋がった。 しかし、地元店舗の参加が少ないため、今後は出店募集の方法についても工夫していただき、さらに来場者を増やし駅前活性化に繋がることを期待する。

番号	事業名	提案者	目的	事業内容	総事業費 (単位:千円)	市執行額 (単位:千円)	事後評価				
							評価項目		評価コメント		
							浜北区らしさ	事業目的の達成度	財政支援の必要性	費用対効果	
9	災害に備えるための「減災学習」 1回目	公益社団法人 浜北青年会議所 理事長 藤井雄一	浜北区民を中心とした一般市民の方の減災意識の向上を図る。	自助能力を向上させ、共助への意識向上を図るための学習会を開催した。 ・講師4団体による自助に対する知識向上や学習のための、講話及び造作体験コーナーの設置 【開催日】平成30年9月16日(日) 【場所】プレ葉ウォーク浜北 1Fプレ葉コート 【参加者数】100名	52	25	B	B	B	B	参加した多くの方が家族で防災について話し合い、約束事を決めておくことや、防災対策を家庭内で徹底して実施する大切さを学ぶことで、自助能力の向上ができ、また、共助への意識向上を図ることができた。 また、全部のブースを回りきる家族に時間差が生じてしまい、早く終了した方には最後のクロージングまで待っていただいた点がある。今後はこの問題点について改善しスムーズな運営ができるよう期待したい。
10	森林公園勝手に応援団！パネル展・カレンダー・動画CM 2回目	ふれあい浜北 代表 小楠浩丈	市内の学生が考える地域活性の活動により、人が集う公園の新しい魅力を発信することで公園利用者が増え、派生的に周辺施設(あらたまの湯、岩水寺、浜北森林アスレティック等)への利用も増加し、浜北北部地域を活性化する。	① 森林公園を舞台に、中・高校生等が公園内でポर्टレートを追加撮影し、A3のパネルにして展示をした。 【森の家、バードピア浜北、浜松市役所、浜北区役所等】 ② カレンダーを製作し販売した。(1冊500円) 【森の家、バードピア浜北、各種イベント等】 ③ 1分間のCM動画を製作しHPで広報した。 【開催期間】10月1日(月)～1月31日(木) 【開催場所】なゆた浜北・森の家、バードピア浜北・浜松市役所他	291	96	A	A	B	B	県立森林公園を舞台に中・高生をモデルとした写真を撮影し、市内施設においてカレンダーの販売、A3のパネルの展示等を行った。また本年度は1分間のCM動画も作成し、施設HPにて公開を行った。上記の取り組みは新聞にも掲載され大きな広報となった。 また、この活動により森の家の10月～12月の利用者は前年比1.5倍となっており、浜北北部地域の魅力発信と活性化に寄与したといえる。
11	岩水寺遺跡祭り 1回目	赤佐発展会 代表 米山英孝	浜北北部に位置する岩水寺さくらの里は浜北原人の発掘された根堅遺跡を有している。近年、再発掘が行われているが、近隣住民をはじめ浜北区内においてあまり周知されていない。 浜北原人及び根堅遺跡に関するイベントを通じ地域住民に根堅遺跡の再発掘調査についてPRする。 イベントを開催することで、人を呼び込み周辺地域の活性化に繋がる。	・根堅遺跡、赤佐地区及び浜北区内の史跡等のパネル展示、説明などを実施した。 ・「赤佐」の名前の起源となった赤蛇伝説の紙芝居を映像化したものを上映した。 【開催日】3月31日(日) 【開催場所】岩水寺大駐車場 【来場者】約400名	829	413	B	C	C	B	浜北原人などが発掘された根堅遺跡等のパネル展示を行った、当日は「さくらの里まつり」も同時開催され桜も満開で多くの来場者があり、地元の遺跡等に興味を持ってもらうきっかけができた。 しかし、講師の急病や人手不足等により当初予定していた遺跡発掘調査場所へのツアーが中止になってしまうなど準備不足な面が見られたため改善を期待する。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和元年度浜北区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>令和元年度の地域力向上事業・助成事業は、平成31年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は4月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案 1件 採用 1件 不採用 0件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	岩崎 英浩	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和元年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

■助成事業

予算要求額	既申請額	今回補助額	残額
3,300,000	388,000	130,000	2,782,000

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	課長会議検討結果
3	浜北副都心にぎわいづくり協議会赤ちゃんフォトコンテスト(2回目)	浜北副都心にぎわいづくり協議会少子化対策部会	<p>昨年は、応募数、一次審査投票数とも初回開催年度と比較して大幅な伸びを見せ、市長を迎えての表彰式も多くのお客様を迎えインパクトのあるイベントとして定着した。また、作成した冊子を区内各世帯に回覧し好評を得た。</p> <p>今回は少子化対策を軸に、フォトコンテストと少子化対策冊子のシリーズ化など、より積極的に進めたい。</p>	<p>少子化対策のための赤ちゃんフォト募集ポスターやチラシで広くPRを行い、応募いただいた写真をプレ葉ウォーク浜北で公開し市民の皆さんにも一次審査に参加していただく。</p> <p>その他、応募作品による写真展を区内各所で開催する。</p> <p>内容</p> <p>【募集期間(予定)】7月1日(月)～9月2日(月)</p> <p>【一次・二次審査(予定)】9月～10月</p> <p>【表彰式(予定)】10月</p>	327,000	<p>主なものは次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示用品、額縁 (50,000円) ・審査、表彰用品等 (42,000円) ・入賞者副賞品 (70,000円) ・募集ポスター、チラシ (45,000円) ・冊子 (120,000円) <p>補助金 (130,000円)</p> <p>協賛金 (197,000円)</p>	130,000	○	<p>【採用(実施予定事業候補)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は少子化対策冊子に力を入れているということなので、現代社会の抱える大きな課題の対策の一助となることを期待する。 ・赤ちゃんの魅力発信と冊子による少子化対策の啓発に期待する。 ・フォトコンテストへの応募や写真展示への集客の増加につながるよう効果的なPR活動を展開してほしい。 ・過去においては、各市町の産業祭等のイベントで実施されていたこともある事業であり、「区の固有性」という面では薄い。しかしながら、応募数、投票数ともに大幅に増加しており、区民の関心の高まりを伺うことができる。 ・当事業は、うちの子自慢、商品目当てといった見方がある一方で、つながりのない(家族ではない)高齢者にとっても、見て楽しみ、元気をもらうことができる内容である。 ・今年度は今後の自走による継続を模索してほしい。 <p>担当課:健康づくり課</p>
				<p>時期</p> <p>令和元年6月1日(土)～令和2年3月31日(火)</p>					
				<p>場所</p> <p>プレ葉ウォーク浜北センターコート 他</p>					